

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県

### 2 構造改革特別区域の名称

環境・エネルギー産業創造特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、東北町、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### 【国際的なエネルギー開発・供給拠点】

青森県むつ小川原地域は、原子力発電所や原子燃料サイクル施設などの原子力関連施設、国内最大級の風力発電所、国家石油備蓄基地等が立地し、さらに国際熱核融合実験炉（ITER）の誘致など、世界をリードするエネルギー関連プロジェクトが進められており、国際的にも希有な複合的エネルギー開発・供給拠点が形成されつつある。さらに、この地域は全国有数の畑作酪農地帯であり、豊富なバイオマス資源にも恵まれている。

#### 【あおもりエコタウンプランの推進】

むつ小川原地域では、（財）環境科学技術研究所を中心として地球環境保全等に資する先端的研究開発が進められており、また、あおもりエコタウンプランによって、むつ小川原地域と八戸地区等の産業連携を促進させ、資源循環型産業の育成を図りながら、青森県のゼロエミッションを推進することをめざしている。

#### 【クリスタルバレイ構想の推進】

青森県では、むつ小川原地域において、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連産業を中心に、今後急速な発展が予測されるIT関連産業の集積をめざすクリスタルバレイ構想を推進しており、液晶関連企業の立地や産学官連携による先端的な研究開発が進められている。

#### 【本特別区域計画の範囲に係る特記事項】

本特別区域計画の範囲は、閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」に示された「むつ小川原地域」及び「ゼロエミッション技術が確立しつつあり相応の電力需要がある八戸市」を含めた14市町村を設定している。なお、むつ小

川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けられた国家プロジェクトであり、当該むつ小川原地域16市町村（当時）の出捐により財団法人むつ小川原産業活性化センターを設立するなど、これまで当該地域は一体となって産業振興策を展開してきている。さらに、原子力発電施設等立地地域の振興のための特例措置を講じることを主な内容とする特別措置法が平成13年4月に施行されたことに伴い、国は平成14年3月、原子力発電施設等の周辺地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要と認められる「立地地域」として、むつ小川原地域と同一地域を指定している。

県としては、平成15年度から、むつ小川原地域及び八戸市を対象地域とし環境・エネルギー産業の集積や振興を図るため、「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を県を挙げて展開することとしており、さらに、あおもりエコタウンプラン及びむつ小川原ポータレスエネルギーフロンティア構想など環境リサイクルやエネルギーに係る様々な関連事業をこの地域内において積極的に展開することとしている。本特別区域計画で予定している特定事業とこうした関連事業の相乗効果により、当該地域が一体となった環境・エネルギー産業フロンティアの形成を図り、そこで得られた成果を全国や世界に普及させていくこととしている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

昨今の資源リサイクル技術開発の進展やエネルギー自由化が進む世界の動向を考えたとき、我が国の環境・エネルギー分野の規制改革は大きく遅れており、この分野での多様なビジネスチャンスの創出を阻害しているのみならず、我が国の産業競争力停滞の大きな要因の1つとなっている。

我が国の電力小売取引の自由化は、これまで特別高圧で受電する大口需要家に限定されていたが、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において今後の段階的な自由化が決定されたところである。（構造改革特区推進プログラム全国対応規制緩和項目）

一方、京都議定書の批准や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（日本版RPS法）」の施行により、我が国のエネルギーシステムは大きな変革が求められており、再生可能エネルギーに代表される新エネルギーや各種の分散型電源を既存のエネルギーシステムの中にかに取り込むかが大きな課題となっている。

本特別区域計画においては、核燃料サイクル施設や原子力発電所、8つのウインドファーム（ウインドファーム：複数の風力発電装置からなる風力発電所のこと。）が立地するなど良好な風況を活かした我が国最大級の風力発電所などが立地し、多様なエネルギーの研究開発が進められてきたこの地域のポテンシャルを最大限に活

かして、今後実施される電力自由化に係る実証研究を全国に先駆けて実施するとともに、分散型電源の普及と新たなエネルギーシステム構築のために不可欠な実証研究や技術開発を推進することによって、エネルギー分野における我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力となることが期待される。

また、電力小売取引の自由化は、エネルギーコストの低減だけでなく、新たなエネルギービジネスの創造という面も含めて極めて大きな市場が誕生することが期待されている。殊に電力取引ビジネスでは、こうした取引を仲介するブローカーや需要家のニーズ分析に基づき商品を開発するプロバイダー、第三者から電力を買い集め、電力需給や燃料価格などの変動リスクを取るパワーマーケットと呼ばれるニュービジネスが発生する可能性が高く、本特区が従来我が国にはなかった形態の事業創出を通じて、閉塞状態にある我が国経済再生の突破口となるものである。

さらに、青森県においては、水素を軸とした新たなエネルギーシステムの創出を目指す「むつ小川原ボードレスエネルギーフロンティア構想」を推進するなど、燃料電池をはじめとする次世代型のエネルギー先進モデルの確立を標榜しており、本特別区域計画の推進と相まって、エネルギー最適利用の複合モデルの実現や温室効果ガス排出削減に代表される循環型社会の形成を図る。

一方、環境リサイクルの分野については、「あおもリエコタウンプラン」に基づく究極的なゼロエミッションシステムの構築を目指しており、全国に例のない資源循環型社会の先進モデルが確立されつつある。今後は、構造改革特別区域制度における環境リサイクルに係る規制緩和の導入を通じて、こうしたゼロエミッションシステムを核とする循環型産業の立地促進を図るとともに、静脈産業と動脈産業との融合によって廃棄物の再生利用を促進し、資源リサイクルにおける事業環境の向上を通じて、先端成長産業やものづくり産業の立地を促進するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 環境・エネルギー分野における実証実験等を通じた先端技術・ノウハウの蓄積  
一定規模のエリア(住宅地、工業団地等)での最適エネルギー利用モデルの実証やバイオマスを含む多様な資源リサイクル、エネルギー供給の実証を通じ、地元企業も含め新たな技術や事業ノウハウの蓄積を図るとともに、最適エネルギー利用、ゼロエミッションの先進的モデルエリアの形成を図る。

(2) 自由化の推進、研究開発・起業支援等による新たなビジネスチャンスの創出・事業化の促進

環境リサイクルやエネルギー分野での新たなビジネスの創出や、先端的研究開発等によって得られる知的財産を活用した新産業の創出を促進し、地域の経済活性化や雇用の創出を図る。

- (3) 環境・エネルギー面の事業環境の向上によるF P D産業等の成長産業の集積  
製造プロセスから発生する廃棄物を再資源化するゼロエミッションシステムの構築及びエネルギー自由化と最適利用によるエネルギーコストの低減を実現し、環境・エネルギー面での事業環境の向上によって、F P D産業等の成長産業やものづくり産業の立地を促進する。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特別区域計画に基づく構想の推進を通じ、新たなエネルギービジネスや環境リサイクルビジネスなど従来我が国にはなかった形態の事業が創出され、本特別区域内における企業の新規立地、創業を実現することにより、地域経済の活性化や地域の雇用拡大に資することが期待される。

また、新エネルギーや分散型電源の普及を指向する各種研究開発プロジェクトの実現を通じ、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、将来の電力自由化に不可欠な電力需給コントロール技術などの実証やノウハウ蓄積を促進することにより、21世紀型エネルギー利活用の研究開発先進地としての地域イメージを確立することが期待される。

#### 【指標値】

本特区内における新規立地・創業企業数 20社

本特区内における研究開発プロジェクト実現件数 23件

#### 8 特定事業の名称

(1009) 自然エネルギー発電事業

(1105) 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電  
設備導入事業

(1208) 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

#### 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

##### 【八戸市新エネルギー等地域集中実証研究事業】

本事業は、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の事業採択を受けたものであり、太陽光や風力発電といった自然変動電源とその他の新エネルギー等を適切に組み合わせ、これらを制御するシステムを作ることで、地域内で安定した電力・熱供給を行うと同時に、既存の電力ネットワークにも極力影響を与えず、かつコスト的にも適

正な「新エネルギーによる分散型エネルギー供給システム」を構築するものである。システムの構成としては、八戸市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガスエンジンにより電力・熱を作り出し、発電した電力を近隣の小中学校や市庁舎に供給するとともに、熱は下水汚泥の発酵促進に利用する。こうした供給方式は、「マイクログリッド」と呼ばれ、将来、新エネルギーや分散型電源の普及、新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない実証成果が期待されている。

#### 【六ヶ所地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業】

六ヶ所村周辺の製材所等から発生するバークや木くず、剪定廃材といった木質系バイオマスを中心に発電を行い、周辺の花弁栽培工場や事業所へ電力供給する事業実施に向け検討が進められている。

#### 【横浜地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業】

「菜たね」の作付面積日本一を誇る横浜町において、町内で発生する畜産系バイオマスや菜たねの絞り滓などをバイオマス処理してガスを発生させ、ガスエンジンによる発電で生じる電力と熱を周辺事業所へ供給する事業モデルが計画されており、その過程で発生する堆肥などを活用して、農産物の契約栽培やブランド化を推進することも視野に入れた検討が進められている。

#### 【十和田湖地域コージェネレーション発電設備施設活用電力特定供給事業】

本県を代表する観光地である十和田湖地域において、ホテル、民宿及び温泉事業を行う協同組合の三者による、コージェネレーション設備を利用した電気と熱を供給する事業を実施している。具体的には熱需要の大きなホテルにコージェネレーション設備を設置して熱供給を行い、電力については、ホテル及び周辺の民宿と協同組合へ供給するものであり、平成17年2月から規制緩和を活用した電力の特定供給が開始されたところである。

#### 【ITER居住地域分散型電源等発電設備施設電力特定供給事業】

国際熱核融合実験炉（ITER）計画は、世界のエネルギー問題及び環境との調和の問題を考え、核融合エネルギーの実用化のための研究開発を行う国際的な科学研究プロジェクトであり、現在、青森県むつ小川原地域を国内候補地と決定し、政府及び青森県の一体となった誘致活動を展開している。国際協議を経て、ITERの立地場所が我が国に決定した場合、この地域には研究者600名（うち外国人研究者200名）が滞在する見通しとなっており、こうした研究者等の居住環境として「レイクサイドビレッジ」

の整備が検討されている。このレイクサイドビレッジでは、「自然エネルギーを積極的に活用した環境共生住宅や環境負荷の低減を目指した新しいエネルギーシステム」の整備を行うこととし、特に戸建て住宅の整備にあたって、コジェネレーションタイプの電熱供給設備を利用した最適化エネルギーシステムの導入により、建物の省エネルギー化や快適性の向上を図ることとしている。

#### 【環境・エネルギー産業創造特区推進事業】

青森県では、国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、ゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本特区の区域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進するため、環境・エネルギー産業創造特区推進事業を実施している。

#### 【新むつ小川原開発基本計画の策定】

むつ小川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けられた国家プロジェクトであり、県では、計画の推進について閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」の見直しを進めてきているが、平成10年6月に「今後のむつ小川原開発の進め方について＝新計画の骨子案＝」をとりまとめ、この中で、むつ小川原地域の先導的研究開発プロジェクトとして、「クリーンエネルギープロジェクト」「資源リサイクルプロジェクト」を挙げている。さらに平成12年12月には国土庁、科学技術庁、通商産業省(いずれも当時)、日本政策投資銀行、(社)経済団体連合会(当時)、新むつ小川原(株)及び青森県により構成される「開発構想部会」における「むつ小川原開発の方向性についての中間取りまとめ」においても、エネルギー・環境等の分野の研究開発や多角的な産業集積の拠点等として地域の有効活用を図るとの考え方が評価されており、これらを基本としながら、環境・エネルギー分野等の各種プロジェクトを中核的施策の中に位置付け、新たな基本計画の策定作業を進めていくこととしている。

#### 【原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業】

国は、電力の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて重要であるとの観点から、本計画の範囲のうち、八戸市を除く13市町村においては、原子力発電施設等の立地周辺地域の企業立地支援のため、新たな雇用創出を伴う企業の立地又は増設を行う企業に対し、一定期間にわたり電気料金の実質的割引措置となる補助金を交付する「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」により、企業のエネルギーコスト負担の軽減を実施している。これは、本特別区域計画の目標である「環境・エネルギー面で

の事業環境の向上」とも一致するものであり、県としては、当該制度を活用しつつ、さらに構造改革特別区域制度導入によって、さらなる事業環境の向上を実現し、むつ小川原開発地域へのものづくり産業の立地促進を図ることとしている。

#### 【むつ小川原ボードレスエネルギーフロンティア構想の推進】

「むつ小川原ボードレスエネルギーフロンティア構想」では、水素を軸とした次世代エネルギーシステムの創出に向け、むつ小川原地域において、当面水素エネルギー利用、天然ガス高度利用、バイオマス高度利用の3分野を対象に水素エネルギー利用に係る研究開発を中心に進めることとしている。

また、構造改革特別区域基本方針で認められている「1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業」及び「1106 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業」などの規制緩和の活用を視野に入れ、研究開発をコアにして、各分野間での連携を図りつつ、研究開発成果を活用した実証モデルゾーン、産業ゾーンへと地域での展開を進展させるとともに、研究成果の活用実績をフィードバックさせるほか、システム設計や制度設計等ソフト面の研究開発を推進し、「むつ小川原スタンダード」の発信を目指すこととしている。

#### 【あおもりエコタウンプランの推進】

あおもりエコタウンプランは、地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じた自然環境の保全・自然再生を目指す地域づくりを目標として、八戸地区に立地している精錬業などの基礎素材型企業が有する金属と非金属を完全分離する技術やダイオキシン等が含まれる廃棄物から有害物質を除去する技術を活用し、究極的なゼロエミッションシステムを確立しようとするものである。このプランの中核事業として位置付けられている「焼却灰・ほたて貝殻リサイクル施設」は、当面、県内有数のほたて貝の産地である平内町で発生するほたて貝殻及び八戸市で発生する一般焼却灰を混合溶融し、魚礁・人工砂利等を製造することとしている。

青森県では、あおもりエコタウンプランの実現や構造改革特別区域基本方針で認められている「1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業」など環境リサイクルに係る規制緩和の導入を通じ、こうしたゼロエミッションシステムを核とする循環型産業の立地促進を図るとともに、静脈産業と動脈産業との融合を指向することにより、この分野における事業環境の向上を通じて、先端成長産業やものづくり産業の立地を促進させることとしている。

#### 【あおもり型バイオガスの生成と利用技術の開発】

青森県では、「冬」や「雪」のパワーポテンシャルを活かし、新たな農業展開、産業

おこしを図るため「冬の農業」を積極的に推進している。また、資源循環型の農業生産が重要視される中で、家畜排せつ物や野菜屑などの有機性廃棄物の有効活用が課題となっている。このため、県農林総合研究センター畜産試験場（野辺地町）では、嫌気性発酵によるバイオガスをエネルギーとして農業施設等で活用するとともに、消化液（発酵残渣）を液肥として活用するリサイクルシステムの実用化を目指した技術開発・実証研究を行うこととしている。

なお、本特別区域では、特にバイオガスのエネルギー利用における事業性向上（実証）を目指すプロジェクトが複数計画されているが、県では県農林総合研究センター畜産試験場での研究開発で得られた成果を各プロジェクト事業主体と情報共有し、技術的側面を含めた事業化支援を行っていく。

#### 【太陽光の利用技術に関する研究】

青森県では、「冬の農業」を推進することとしているが、環境に優しいエネルギーの利用技術の確立や加温条件下での生産の効率化が課題となっている。このため、青森県太平洋側地域の冬期多日照条件を活かした太陽光エネルギーの活用技術、加温栽培での導入作物の検討とその栽培技術の確立に向け、県農林総合研究センター畑作園芸試験場（六戸町）に、平成14年度、太陽光発電装置及び硬質フィルムハウスを新設し、太陽光で発電した電力により加温した温水をハウスに導入し、暖房するシステムの実証等を開始している。今後は効率的な加温方法の確立や保温効果の高い資材への改良、冬春どり野菜の栽培技術の確立などを目指すこととしている。

なお、本県の基幹産業である農業分野における多様な分散型電源の活用を図るため、県では県農林総合研究センター畑作園芸試験場での研究開発で得られた成果を各事業主体と情報共有し、技術的側面を含めた事業化支援を行っていく。

#### 【市町村戦略会議によるバイオマス事業への取り組み】

市町村による自立した地域づくりを進めるために必要な持続可能な戦略的施策の立案等を支援するため、平成13年度から青森県、市町村等により「青森縣市町村戦略会議」を組織し、施策テーマ別に市町村職員等でプロジェクトチームを設置し研究活動を行っている。特に、「バイオマス・新エネルギー産業戦略」をテーマとする調査研究には、本特区計画の範囲に含まれる八戸市、十和田市、平内町、東北町、横浜町が参画し、各地域の地域特性やポテンシャルを活かしたバイオマス・新エネルギー産業の導入可能性等について研究を進めている。今後、規制緩和の導入と相まって、環境・エネルギー分野での事業化が期待される。

#### 【青い森・地球エネルギーフォーラムの開催】



むつ市、六ヶ所村、東京電力、新エネルギー研究の第一人者、地元NPO等が中心となって、新エネルギーの導入促進による脱酸素社会の構築や原子力と新エネルギーのベストミックスによる新たなエネルギー需給システムの構築を通じて、下北及びむつ小川原地域を世界のエネルギーハブに育て上げるための広範な議論を行うとともに、地域からアクションをおこすことを目的として、平成14年から、むつ市及び六ヶ所村において「青い森・地球エネルギーフォーラム」が開催されている。経済産業大臣の他世界から参画したパネリストによって、第1回会議の際、新エネルギーの導入促進や環境・エネルギー分野の特区制度創設の必要性が提言され、また、去る3月に開催された第2回会議では、青森県が提唱する「環境・エネルギー産業創造特区」のあり方や推進方策等について具体的な議論が行われたところであり、今後も、引き続き、「環境・エネルギー産業創造特区」やむつ小川原地域における環境・エネルギー分野の先進的な取り組みに係る議論や具体的な提言がなされる予定である。

#### 【中部上北広域事業組合中部上北清掃センターの取り組み】

七戸町、上北町、東北町及び天間林村(いずれも当時)で組織する「中部上北広域事業組合」では、一般廃棄物処理場の建て替えに併せ、美しい自然と環境を守るため、「ごみエネルギーを利用した低公害・高リサイクルの高温溶融処理」という21世紀にふさわしい新しい一般廃棄物処理のコンセプトを掲げ、「熱分解流動床ガス化溶融炉」を採用し、平成12年10月から「中部上北清掃センター」を稼働している。当施設は、流動床式都市ごみ用ガス化溶融炉としては、全国で実用第1号機であり、溶融炉内で1300の高温を保ち、ガス中の灰を溶融スラグ化するが、水冷後のスラグは十分な強度と粒径を持ち、各種骨材としてセメント材料などにリサイクルが図られている。また、排ガス回収ボイラから発生する蒸気を利用した温水を、同組合が運営する特別養護老人ホームに24時間供給しているほか、将来的には東北町が進める高齢者向けモデル住宅への温水供給も視野に入れ、地域が一体となって、一般廃棄物から発生するエネルギー利用の先進モデル地域の形成を図ることとしている。

#### 【下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」の取り組み】

むつ市、東通村等下北地域市町村で組織する「下北地域広域行政事務組合」では、平成15年3月、公設・民営事業方式により、「下北地域一般廃棄物等処理施設『アックス・グリーン』」を建設し、民間事業者に維持管理・運営委託しているが、当施設では廃棄物から発生するガスを収集・精製・燃焼し、ガスタービン発電機により発電を行っており、施設内電力の約90%(最大2,412KW)の発電能力を有している。また、平成15年度の冬期間から、施設の屋根から落下する雪を融雪溝に導入し、施設から発生する温排水での融雪を計画しており、地域が一体となって、一般廃棄物から発生するエ

エネルギー利用の先進モデル地域の形成を図ることとしている。

#### 【クリスタルバレイ構想の推進】

「クリスタルバレイ構想」は、むつ小川原地域に液晶をはじめとするFPD（フラットパネルディスプレイ）産業の拠点形成を目指すものであり、川上から川下までのFPD関連企業の集積を図るとともに世界最高水準の関連研究所、人材養成機関の整備による新製品の開発体制と人材養成体制を兼ね備えた世界的なFPD関連研究都市を形成する構想であり、既に液晶表示器の主要部材であるカラーフィルターの製造工場が立地し、操業開始している。県では、平成15年度、「FPD研究開発施設」（クリーンルーム）の整備を行うなど、高い付加価値を生み出す成長産業として、FPD関連産業の立地促進・振興を最重点に取り組んでいくが、こうした産業は、中国の台頭など厳しい国際競争にさらされていることから、構造改革特区制度の導入と連携した事業環境の向上を通じて、本地域への立地を強力に推進していく。

#### 【その他市町村独自の取り組み】

##### 十和田市・バイオマス利用促進のための研究開発の推進等

十和田市では、現在市内4ヶ所で、民間事業者による風力発電事業具体化のための風況調査が行われており、こうした事業が軌道に乗るよう市として積極的な支援を行うこととしている。また、JA十和田市、北里大学獣医畜産学部を中心としたメンバーで構成される「尿処理活性化リサイクル研究会」では、家畜ふん尿の適正処理、畜産公害の防止、資源の有効利用の観点から、家畜から生じる尿の肥料化の研究開発に係る取り組みがなされており、十和田市ではこうした活動に補助金を交付して、事業の具体化を支援している。本特区では、バイオガスのエネルギー利用における事業性向上（実証）を目指すプロジェクトが複数計画されているが、特に家畜ふん尿を処理するバイオマスプラントにおいては、嫌気発酵後の消化液の液肥としての利用が課題となっており、こうした事業を円滑に推進していく上で、同市の取り組みは期待されているところである。

##### 百石町・エネルギー最適利用プロジェクト

百石町では、町が整備した百石工業団地に立地する企業で構成される「百石工業団地連絡協議会」加盟21社を対象に「環境・エネルギー産業創造特区」の説明会を開催し、工業団地内における電力をはじめとしたエネルギー最適利用を実現し、工業団地内での省エネルギーや温室効果ガス排出削減に向けた検討を開始している。また、冬期の日照時間が多いという地域特性を踏まえた「地域新エネルギービジョン」策定に向けた検討を開始している。

### 東北町・バイオマスエネルギー導入促進事業

東北町では、平成14年3月に策定した「東北町地域新エネルギービジョン」の中で、「新エネルギーで拓く・とうほくまち」を基本目標に据えているが、新エネルギーを基軸に産業の振興を目指す観点から、町内の豊富なバイオマス資源の有効活用、資源循環型農業の実践のため、野菜残渣、畜産廃棄物の処理を目的としたバイオガス施設を有する「資源循環型農業総合センター」事業を計画しており、この計画では、メタン発酵によるバイオガスコジェネレーションを導入し、センター内における電力や熱の利用や場外への供給を行うこととしている。

### 下田町・廃プラスチック高度利用

下田町では、ビニルハウスなどから発生する農業用使用済みプラスチックの適正処理を目的として、定期的な回収及び一括処理委託を実施しており、こうした廃ビニルなどはリサイクルコークスへと再生されている。

### 旧川内町・バイオマスエネルギー利用モデルプロジェクト構想

旧川内町では、平成16年2月に策定した「川内町地域新エネルギービジョン」における新エネルギー賦存量推計により、木質バイオマスの活用が、期待されていることが示されている。そこで、木質バイオマスを活用するため、下北流域森林活性化センターと連携しながら、木質ペレットを活用したコージェネレーションシステムを町立小学校へ導入する事業など、木質バイオマス活用のための事業計画を検討することとしている。

### 旧大畑町・北国型環境共生住宅プロジェクト

旧大畑町では、まちづくりプランの中で、資源エネルギーを有効利用する循環型のまちづくりをテーマのひとつに掲げており、平成13年度には、大畑中央保育所において、風力発電設備、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入を行った。ここでの経済面及び環境面でのデータ分析を踏まえ、今後、専門家の協力を得ながら省エネルギー・新エネルギーに配慮した住宅づくりのガイドラインを作成し、北国型環境共生住宅づくりの普及を図ることとしている。

### 東通村・新エネルギー農業活性化プロジェクト

東通村は、大手エネルギー関連企業による風力発電事業が複数立地しており、現在運転中の出力合計約6万キロワットのほか、新たに約3万2千キロワットの建設計画が具体化している。こうした全国でも希な風力発電の立地条件を活かし、村では、民間企業が主体となって風車から発生する電力を一般電気事業者の系統線を経由して栽培加工施設に導入し、この電力を利用した温熱で農作物を育成・販売する「(仮称)新エネル

ギー農業活性化プロジェクト」を積極的に支援し、新エネルギーの利用による農作物の冬期栽培コスト低減や地域特性に応じた栽培加工を通じて、村生産品ブランドの確立を図ることとしている。

#### 旧脇野沢村・水産系バイオマス資源活用事業

旧脇野沢村では、新エネルギー利用の促進により地域経済の活性化を図るため、新エネルギーに係る基本構想を策定している。基本構想では、地域自前のエネルギー確保などを柱としており、地域の漁協や水産加工施設から排出される水産系バイオマス資源を活用した効率的なエネルギー利用などの具体化を目指すこととしている。

#### 旧南郷村・廃棄物熱利用事業

旧南郷村では、屋内温水プール設置に当たり、廃タイヤを燃料とするボイラーを導入し、温水プールの加温や館内の暖房等に利用している。このような廃棄物熱利用などを行うことにより、化石燃料の使用を抑制するなど、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めている。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1009 自然エネルギー発電事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

環境・エネルギー産業創造特区内の六ヶ所村及び東北町において、国有林野5ヘクタールを超えて有償により貸付け等を受け、一般電気事業者への売電を目的とし、自ら風力発電施設又は送電線等の施設を設置し、風力発電事業を行う民間事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画変更認定の日から

### 4 特定事業の内容

新エネルギーについては、環境に与える負荷が小さいことなどから、積極的な導入が望まれており、国においても、新エネルギー導入について、2010年度に一次エネルギー総供給量の3%の導入目標を掲げ、風力発電に関して300万kWの導入を目指している（2001年7月総合資源エネルギー調査会長が経済産業大臣へ答申）。また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」施行により、一般電気事業者は、販売する電力量に応じて新エネルギー等電気（新エネルギー等により発電された電気）を一定割合利用することが義務づけられ、同法に、その新エネルギー等電気の一つとして風力発電が位置付けられている。

東北電力㈱においては、風力発電からの電力を入札等で長期契約により受け入れており、その規模は平成15年度末で約28万kWとなっている。さらに、平成18年度末までには47万kWの電力を風力発電から購入する予定となっている（東北電力㈱ホームページ「当社の新エネルギーに対する取り組み」）。他方、全国ベースにおいては、平成15年度末現在で、約68万kWの導入に留まっており、2010年度の風力発電導入量の目標である300万kWに向けて、今後さらなる風力発電の導入が必要とされている。

一方、京都議定書が平成17年2月に発効したことから、我が国においては、温室効果ガス排出量について2008年から2012年までに基準年（1990年）の6%を削減することが必要な状況となっている。

こうした中で、本県は2004年3月時点で全国の風力発電量68万kWのうち16万kWを発電し、都道府県順位1位となっている。特に本特区申請エリア

は良好な風況に恵まれており、民有地においては、大規模な風力発電機を中心に、8つのウインドファーム（ウインドファーム：複数の風力発電装置からなる風力発電所のこと。民有地のウインドファームにおいては、風力発電機106基が設置されている。）が立地するなど、その発電量は15万4千KWに達しており、今後は、その恵まれた風況ポテンシャルを活かし、より多くの風力発電の立地を促進することにより、自然エネルギーの導入推進による循環型社会の構築や地域経済の活性化を図っていく必要があると考えている。

しかしながら、大規模風力発電施設の立地適地周辺には、広範囲に国有林野が存在しており、国有林野内において一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う風力発電事業に係る風力発電施設の整備を行う場合、風力発電機(風車)の設置に際し、多くの面積を国有林野からの貸付け等による必要があること、

当地域においては、容量の関係から既存の送電線網を活用することが既に限界に達していることから、風力発電事業者が一般電気事業者の所有する変電施設まで、自ら送電線の整備を行う必要があるため、この整備に要する面積に相当する国有林野の貸付け等が必要となる。

このようなことから、今回の構造改革特区制度における自然エネルギー発電事業を活用し、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償による国有林野の貸付け等により、本特区申請エリア内での大規模風力発電事業の具体化を促進し、新エネルギーの導入促進や温室効果ガスの削減を図るとともに、地域における経済の活性化や雇用の創出に資するものである。

なお、東北電力(株)が実施する大規模風力発電入札における募集期日については、平成15年度大規模風力発電入札において、同年8月に入札募集が開始されているところであり、平成17年度についても8月頃の入札募集開始が想定されることである。

## 5 当該規制の特例措置の内容

売電を行う民間事業者名

発電能力

売電供給先の一般電気事業者名



## 別紙

### 1 特定事業の名称

1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備  
導入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

環境・エネルギー産業創造特区内において、構造改革特別区域基本方針別表1「1105」における「特例措置の内容」欄の「2.条件」に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備を設置する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画変更認定の日から

### 4 特定事業の内容

青森県では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減などの観点から、環境負荷の少ないエネルギーの利用、高効率のエネルギー利用のため、新エネルギーの導入及び省エネルギー関連施策を進めている。特に本県は積雪寒冷地に属するため、電気と熱を同時に利用するコージェネレーションは、エネルギーの効率的利用や省エネルギーの手段として極めて有効なシステムと考えられ、マイクロガスタービンなどをはじめとするコージェネレーションの普及に向けた取組みを推進している。

電力需要と熱需要を組み合わせ、総合効率を高めるため、小規模ガスタービン発電設備の設置方法としては、電力会社から受電している一般家庭に設置する場合等が考えられる。

現行では、ガスタービンによる発電設備は、電気事業法により事業用電気工作物として位置づけられていることから、保守管理における電気技術主任者の選任などが必要とされている。

一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことが可能とする特例措置が認められることにより、事業用電気工作物に必要な電気技術主任者の選任などが不要となり、導入促進が図られるものである。

この小規模ガスタービン発電設備の導入により、環境負荷を低減させ、エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減など、地球温暖化防止に貢献するものであるとともに、エネルギーの総合的な利用効率を向上させることが可能となり、最適エネルギー利用モデルの形成を図るものである。



## 5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針別表1「1105」における「特例措置の内容」欄の「2.条件」に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備の設置に際し、同方針別表1「1105」における「特例措置の内容」欄の「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること、及び「保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること」が、個々の機器毎に確保されていることを確認するため、学識経験者や専門家等で構成する「青森県小規模ガスタービン発電設備安全性評価委員会（仮称）」を設置する。

同委員会は、小規模ガスタービン発電設備を設置する者から提出された「小規模ガスタービン発電設備設置計画（仮称）」について、設置する小規模ガスタービン発電設備の仕様、燃料、能力、設置後の点検・メンテナンス体制、災害その他非常の場合における保安体制など、安全性確保の観点から評価を行い、承認された場合は、当該機器を一般用電気工作物と位置付けることができるものとする。（別添参考資料を参照。）

なお、委員会における検討項目、承認基準等の詳細については、個別案件毎の設置条件を踏まえながら、委員会において協議のうえ決定することとする。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1 2 0 8 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

青森県（公有水面埋立免許出願人）

青森県から埋立地の分譲を受けようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画変更認定の日から

### 4 特定事業の内容

八戸地域は、「あおもリエコタウンプラン」や「環境・エネルギー産業創造特区」が推進され、また、「八戸港リサイクルポート」に指定されるなど、環境分野やエネルギー分野での新産業・新事業の創出を図るための様々の施策が進められている。

このような状況の中にあって、リサイクル関係事業者からの港湾物流機能充実への期待や循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者からの八戸港ポートアイランドの土地利用の意向が示されたところであるが、公有水面埋立法においては、権利の移転・設定、用途変更に関する免許権者の許可を要する制限期間が10年となっていることから、埋立地の土地利用や売却が進められない状況にある。

今回の規制の特例措置の適用により、埋立免許取得時の土地の用途を環境リサイクル関連事業を行おうとする事業者（循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者を含む）が利用できる土地の用途に変更することが可能となり、八戸港ポートアイランドの土地利用及び売却が促進され、更には、八戸港の利用促進が図られるものである。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### （1）埋立竣功認可の告示内容

青森県告示第467号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、昭和63年11月16日免許した公有水面の埋立について、同法第22条第1項の規定により、平成8年7月5日次のとおり埋立に関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して10年を経過する日まで八戸市庁に備え置いて閲覧に供される。

平成8年7月12日

八戸港港湾管理者の長  
青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目1の1  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目1の1  
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

八戸市豊洲2番2及び同市新湊三丁目14番、57番、63番、81番の各地先公有水面

2 区域

次の地点から地点までを順次に直線で結んだ線、の地点と地点を結ぶ昭和62年の秋分の日満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木河口防波堤との境界線、の地点と地点とを直線で結んだ線、の地点と<sup>28</sup>の地点を結ぶ昭和62年の秋分の日満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木河口防波堤並びに河原木東防波堤との境界線及びの地点と<sup>28</sup>の地点を結ぶ昭和62年の秋分の日満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木東防波堤との境界線により囲まれた区域

の地点 河原木東防波堤灯台(北緯40度32分15.5秒、東経141度31分28.3秒)から293度47分34秒16.98メートルの地点

の地点 の地点から349度20分00秒10.10メートルの地点

の地点 の地点から27度00分00秒10.10メートルの地点

の地点 の地点から46度00分00秒102.90メートルの地点

の地点 の地点から136度00分00秒423.10メートルの地点

の地点 の地点から46度00分00秒328.30メートルの地点

の地点 の地点から316度00分00秒3.10メートルの地点

の地点 の地点から46度00分00秒13.00メートルの地点

の地点 の地点から136度00分00秒492.50メートルの地点

の地点 の地点から226度00分00秒13.00メートルの地点

の地点 の地点から316度00分00秒3.10メートルの地点

の地点 の地点から226度00分00秒343.30メートルの地点

の地点 の地点から136度00分00秒153.10メートルの地点

の地点 の地点から226度00分00秒30.80メートルの地点

の地点 の地点から275度20分00秒110.60メートルの地点

の地点 の地点から185度20分00秒7.50メートルの地点

の地点 の地点から276度40分00秒73.60メートルの地点

の地点 の地点から5度20分00秒7.50メートルの地点

の地点 の地点から275度20分00秒80.30メートルの地点

の地点 の地点から185度20分00秒2.60メートルの地点

<sup>21</sup>の地点 の地点から275度20分00秒10.80メートルの地点

<sup>22</sup>の地点 <sup>21</sup>の地点から45度20分00秒6.90メートルの地点

<sup>23</sup>の地点 <sup>22</sup>の地点から315度20分00秒326.80メートルの地点

24の地点	23の地点から45度20分00秒5.60メートルの地点
25の地点	24の地点から315度20分00秒54.20メートルの地点
26の地点	25の地点から330度20分00秒256.00メートルの地点
27の地点	26の地点から60度20分00秒1.10メートルの地点
28の地点	27の地点から330度20分00秒215.70メートルの地点

### 3 面積

350,587.91平方メートル

(2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されていないことからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由

八戸港ポートアイランドは、将来における八戸港への港湾物流の増加を見込み、埋立地を物流・保管ゾーン及び業務・交流機能ゾーンとして港湾関連業務用地、福利厚生施設用地、イベント施設用地等の用途として土地利用を定め、昭和63年11月16日に埋立免許を取得し平成8年7月5日に竣功認可したところである。

港湾計画策定時点においては、港湾物流関係業界から八戸港ポートアイランドの土地の利用をしたい旨の意向が示されていたところであるが、その後の経済状況の変化等に伴い、平成17年1月現在、利用率は約23%に留まっており、埋立地の土地利用及び売却が進んでいない状況となっている。

そのため、県では平成16年度に八戸地区における港湾物流関係者及び臨港地区内で操業している製造関係事業者等約70社に対し、土地利用及び売却の意向確認を行ったところである。その中で、港湾物流関係者からは、現在の経済状況下等においては港湾用地を購入する状況になっていないこと、又、循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者においては、ポートアイランドの土地利用を考えたい、さらには、八戸港が平成15年4月にリサイクルポート指定を受けたことに伴い、今後、静脈物流機能の充実が図られることを期待する、との意向があることが判明したところである。

八戸地区は、平成14年12月にあおもりエコタウンプランの認定を受け、八戸港が平成15年4月にリサイクルポート指定を受けたことに伴い、環境リサイクル関連産業の集積が進んでおり、港湾物流関係者及びリサイクル関係事業者から、今後、静脈物流機能の充実と新たなリサイクル関連産業立地のための適地確保が強く期待されているところである。

よって、竣功認可から8年以上経過しながらも八戸港ポートアイランドの土地利用及び売却が進まない状況にあって、環境リサイクル関連事業を行おうとする事業者（循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者を含む）が利用

できる土地の用途を変更することにより、新たな土地利用及び売却の展開を図り、八戸港の利用を一層促進するものである。

また、規制緩和を実施することで、より幅広い需要に対応できる土地利用となることから、港湾利用関係からの進出意欲を高め土地売却を促進するものである。

さらに、埋立は、企業債を発行し事業を行っており、土地の売却が遅れた場合には金利の増大や土地価格の下落などの影響で収支状況も悪化するため、早期に売却を行う必要があるものである。